

未定稿

【閲覧用】（持ち出し禁止）

意見募集期間

令和元年9月9日（月）

～令和元年10月8日（火）

「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」

素案

（パブリックコメント用）

令和元年9月

北九州市



# 目次

## 総論

### 第1章 計画の策定に当たって

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 計画の策定に当たって | 1 |
| 2 | 計画の位置付け    | 2 |
| 3 | 計画の対象      | 4 |
| 4 | 計画の期間      | 4 |
| 5 | 計画の推進      | 4 |

### 第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 本市を取り巻く現状                                     | 6  |
| 2 | 「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」からみた、子どもや子育てに関わる現状や意識 | 18 |
| 3 | 国の動き  | 28 |
| 4 | 元気発進！子どもプラン（第2次計画）（平成27～令和元年度）の取り組みと評価        | 30 |

### 第3章 計画の基本的な考え方

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 基本理念と計画の視点等                                     | 34 |
| 2 | 5つの目標と15の施策                                     | 37 |
|   | 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）令和2～6年度」【次世代育成行動計画部分】全体概要（案） | 39 |
| 3 | 本計画とSDGsの関係                                     | 40 |

## 各論

### 第4章 目標ごとの現状・課題となる主な取り組み

|            |                             |    |
|------------|-----------------------------|----|
| <b>目標1</b> | 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる       |    |
| 施策1        | 母子保健の充実                     | 42 |
| 施策2        | 母子医療体制の維持・強化                | 49 |
| <b>目標2</b> | 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる |    |
| 施策3        | 乳児・幼児期の教育や保育の充実             | 53 |

|            |                               |     |
|------------|-------------------------------|-----|
| 施策4        | 放課後児童の健全育成                    | 63  |
| 施策5        | 地域における子どもの居場所づくり              | 68  |
| 施策6        | こころの教育、体験・学習機会の充実             | 73  |
| 施策7        | 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援           | 79  |
| <b>目標3</b> | 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる   |     |
| 施策8        | 社会的養護が必要な子どもへの支援              | 89  |
| 施策9        | 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） | 95  |
| 施策10       | 障害のある子どもや発達のに気になる子どもへの支援      | 101 |
| 施策11       | ひとり親家庭等への支援                   | 108 |
| <b>目標4</b> | 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる         |     |
| 施策12       | 子育てを応援する体制づくり                 | 118 |
| 施策13       | 家庭の育児力・教育力の向上                 | 130 |
| 施策14       | 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり           | 136 |
| <b>目標5</b> | 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる           |     |
| 施策15       | 子どもの安全を守る環境整備                 | 144 |

## 第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 乳児・幼児期の教育や保育の推進                                   | 151 |
| 2 | 地域における子ども・子育て支援の推進                                | 156 |
| 3 | 乳児・幼児期の教育や保育の一体的提供及び推進体制の確保                       | 162 |
| 4 | 乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み | 163 |
| 5 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施と連携               | 164 |
|   | <b>【参考】子ども・子育て支援事業計画関連資料</b>                      |     |
|   | 令和2年から令和6年までの推計児童数                                | 165 |

### 施策（8）「社会的養護が必要な子どもに対する支援」関連資料

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 「社会的養育推進計画」に関する事項について | 167 |
|-----------------------|-----|

## 《總論》

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画の策定に当たって

少子化が進む中、孤立する保護者、児童虐待の問題、子どもの安全対策など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。これらに対応していくためには、国や自治体、地域を挙げて、すべての子どもと家庭を切れ目なく支援する仕組みづくりを進めることが必要です。

これまでの国の動きを振り返ると、平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、「次代を担う子どもを育てる家庭を社会全体で支援する」という観点から、10年間の時限立法として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（その後、令和7年3月まで延長）。この法律に基づき、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のため、5年を一期として、「次世代育成行動計画」を策定することが定められました。（平成27年度以降は、任意規定）

また、平成24年8月には、新たに「子ども・子育て支援法」が制定されました。市町村は、この法律に基づき、5年を一期として、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められました。（義務規定）

本市は、これらの法律に基づき、これまでも、子育て支援に関する計画を策定し、その推進に努めてきました。最近では、平成26年11月に、令和元年度までの5年間を計画期間とする「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（北九州市次世代育成行動計画及び北九州市子ども・子育て支援事業計画）を策定し、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用・住宅・生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、時代の変化の中で新たに発生する様々な課題に対応していくためには、これまでの取り組みをさらに充実・強化していく必要があります。

これに加え、日本を含むすべての加盟国が合意した、2030年の国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」には、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」などに関する17のゴールが定められており、その達成のために、本市の取り組みを一層強化していくことが必要となります。

そこで、こうした国や世界の動向、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果及び課題、有識者等で構成する「北九州市子ども・子育て会議」での議論、大規模なアンケート調査結果や、パブリックコメント・市議会でもいただいた御意見等を踏まえ、子どもの育ちや子育てを支援するための子どもに関する新たな総合計画「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」を策定しました。（計画期間：令和2年度～令和6年度）

## 2 計画の位置付け

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

### (1) 計画の根拠と子どもに関わる他の計画との関係

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、「子ども・子育て支援法」に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、計画を策定する際は、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する計画も盛り込むよう求めています。そのため、この子どもの教育に係る行動計画は、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に定めることとし、本市の「次世代育成行動計画」として位置付けます。

さらに本計画は、関係法令に定める子どもに関わる他の計画である「保育計画」\*、「母子・父子・寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策についての計画」を一体のものとして策定しています。

\*「保育計画」とは、児童福祉法56条の4の2第1項に定める、保育の整備にかかわる計画

### (2) 北九州市基本計画やその他の計画との関係

本市では、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プラン(平成25年12月改訂)の中で、まちづくりの目標として、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとし、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいます。

本計画は、この基本構想・基本計画の分野別計画に位置付けられるもので、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」、「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」、「北九州市の地域福祉（北九州市地域福祉計画）」、「第二次北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市障害者支援計画」、「北九州市いきいき長寿プラン」、「第三次北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

## 各計画の関係図

| 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--|--------|--------|--------|-------|---|-------|-------|-------|-------|
| <b>【基本構想・基本計画】</b>   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)<br>(平成20年12月~令和2年度)   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 改定版(平成25年12月~)   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| <b>【次世代育成行動計画、子ども・子育て支援事業計画】</b>   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| <b>元気発進!子どもプラン(第2次計画)</b><br>北九州市次世代育成行動計画<br>北九州市子ども・子育て支援事業計画<br>【平成27~令和元年度】<br>※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、<br>母子保健計画、子ども・若者計画を包含する |        |        |        |       | <b>元気発進!子どもプラン(第3次計画)</b><br>北九州市次世代育成行動計画<br>北九州市子ども・子育て支援事業計画<br>【令和2~6年度】<br>※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、母子保健計画、<br>社会的養育推進計画、子ども・若者計画、<br>子どもの貧困対策についての計画を包含する |       |       |       |       |
| 北九州市子どもの未来をひらく教育プラン<br>(平成21~30年度)   |        |        |        |       | 第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン<br>(令和元~5年度)   |       |       |       |       |
| 改訂版(平成26年度~)   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| <b>【関連計画】</b>  |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 第3次北九州市男女共同参画基本計画<br>(平成26~30年度)   |        |        |        |       | 第4次北九州市男女共同参画基本計画<br>(令和元~5年度)  |       |       |       |       |
| 北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》<br>(平成28~令和2年度)  |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画)<br>(平成23~令和2年度)  |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 北九州市健康づくり推進プラン<br>(平成25~29年度)  |        |        |        |       | 第二次北九州市健康づくり推進プラン<br>(平成30~令和4年度)   |       |       |       |       |
| 北九州市障害者支援計画<br>(平成24~29年度)   |        |        |        |       | 北九州市障害者支援計画<br>(平成30~令和4年度)   |       |       |       |       |
| 第四次北九州市高齢者支援計画<br>(平成27~29年度)  |        |        |        |       | 北九州市いきいき長寿プラン<br>(平成30~令和2年度)   |       |       |       |       |
| 第二次北九州市食育推進計画<br>(平成26~30年度)   |        |        |        |       | 第三次北九州市食育推進計画<br>(令和元~令和5年度)  |       |       |       |       |
| 北九州市スポーツ振興計画<br>(平成23~令和2年度)   |        |        |        |       |   |       |       |       |       |
| 北九州市環境基本計画(改定)<br>(平成24~28年度)  |        |        |        |       | 北九州市環境基本計画(改定)<br>(平成29~令和3年度)  |       |       |       |       |
| 北九州市住生活基本計画(第1期)<br>平成20~29年度  |        |        |        |       | 北九州市住生活基本計画(第2期)<br>平成30~令和9年度  |       |       |       |       |

### 3 計画の対象

本計画は、基本理念\*が、『子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州』であることからわかるように、子どもを中心とした、すべての市民が対象です。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。

また、「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている40歳未満までの者も含まれます。

\*「基本理念」は、34ページ参照

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

### 5 計画の推進

#### (1) 推進体制

- ・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。
- ・市の付属機関である「北九州市子ども・子育て会議」において、本計画の策定や変更の際に意見を聴くとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進や、その実施状況等について、調査審議しながら着実に計画を進めていきます。

#### (2) PDCAサイクル

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。このため、各施策の成果がどの程度上がっているのかについて点検・評価を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。

点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等で意見を聴いた上で、市民に分かりやすい形で公表します。

#### (3) 行財政改革の視点

本計画の推進にあたっては、新たな市民ニーズ、行政需要にこたえるため、北九州市行財政改革大綱に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直しや公共施設のマネジメントなど、PDCAの視点から組織、政策を不断に見直し、選択と集中を図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

#### **（４）地域社会との連携・協力**

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていきます。「家庭」「地域」「学校」「企業」に対して本計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、連携・協力しながら計画を推進します。

#### **（５）国における施策との調整**

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、国に対して必要な措置を求めています。

## 第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

本章では、子どもの健全育成や子育て支援のあり方を考える上で関わりの深い、少子化や社会経済の動向などの本市の子どもや子育てを取り巻く現状について整理しています。

なお、子どもや保護者の状況、また子育て支援施設での取り組みなど、個々の具体的な現状や課題等については、各論において整理しています。

### 1 本市を取り巻く現状

#### (1) 少子化の動向

少子化は、労働力人口の減少、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも大きな影響を及ぼすと考えられています。

#### ア. 人口

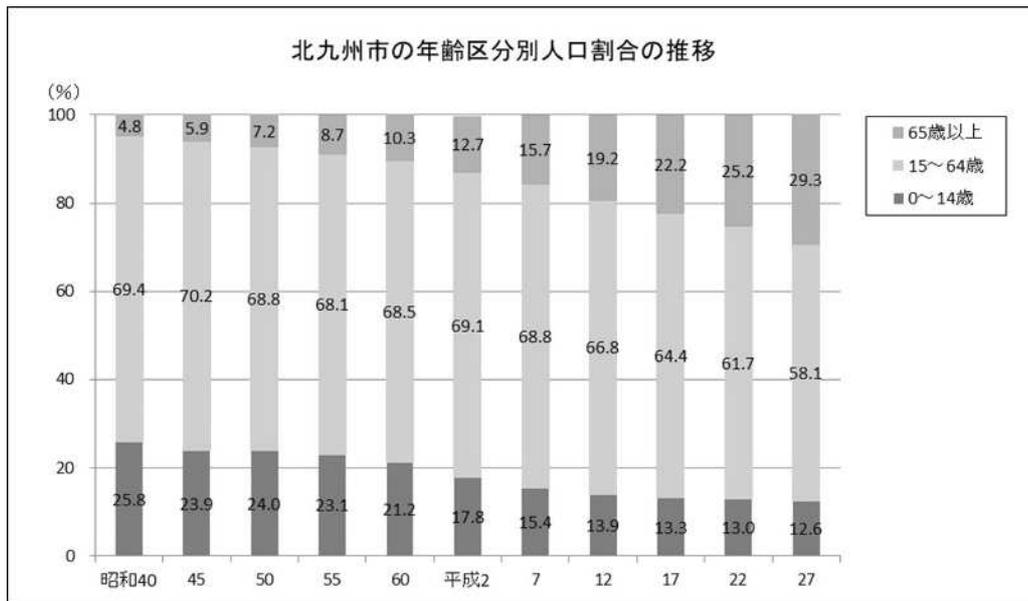
本市の人口は、昭和54年の1,068,415人（推計人口）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回り、平成30年には945,595人（推計人口）となりました。また、国全体の人口も、平成22年の128,057,352人（国勢調査結果）をピークに減少に転じており、全国的に見ても人口減少が進行しています。

年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成27年までの35年間に、0歳～14歳は23.1%から12.6%に減少、15歳～64歳は68.1%から58.1%に減少しています。その一方で、65歳以上は8.7%から29.3%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

|       | 本市の人口     | 人口       | 全国の人口       | 人口        |
|-------|-----------|----------|-------------|-----------|
| 昭和54年 | 1,042,318 | —        | 104,665,171 | —         |
| 昭和55年 | 1,058,058 | 15,740   | 111,939,643 | 7,274,472 |
| 昭和56年 | 1,065,078 | 7,020    | 117,060,396 | 5,120,753 |
| 昭和60年 | 1,056,402 | △ 8,676  | 121,048,923 | 3,988,527 |
| 昭和64年 | 1,026,455 | △ 29,947 | 123,611,167 | 2,562,244 |
| 昭和74年 | 1,019,598 | △ 6,857  | 125,570,246 | 1,959,079 |
| 平成12年 | 1,011,471 | △ 8,127  | 126,925,843 | 1,355,597 |
| 平成27年 | 993,525   | △ 17,946 | 127,767,994 | 842,151   |
| 平成28年 | 976,846   | △ 16,679 | 128,057,352 | 289,358   |
| 平成29年 | 961,286   | △ 15,560 | 127,094,745 | △ 962,607 |
| 平成30年 | 945,595   | △ 15,691 | 126,416,629 | △ 678,116 |

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

注：平成30年は北九州市推計人口（10月1日現在）と全国推計人口（9月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

## イ. 出生

本市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成26年には8,000人台を割り、平成29年は、過去最も少ない7,349人（前年比272人減）となりました。

合計特殊出生率（※）については、平成17年に過去最低の1.30となりましたが、その後は増加傾向に転じ、平成28年の1.61まで増加を続け、平成29年は1.60（前年比0.01減）となり、全国平均（1.43）を上回っています。また、平成28年値では、政令市の中で最も高い数値となっています。

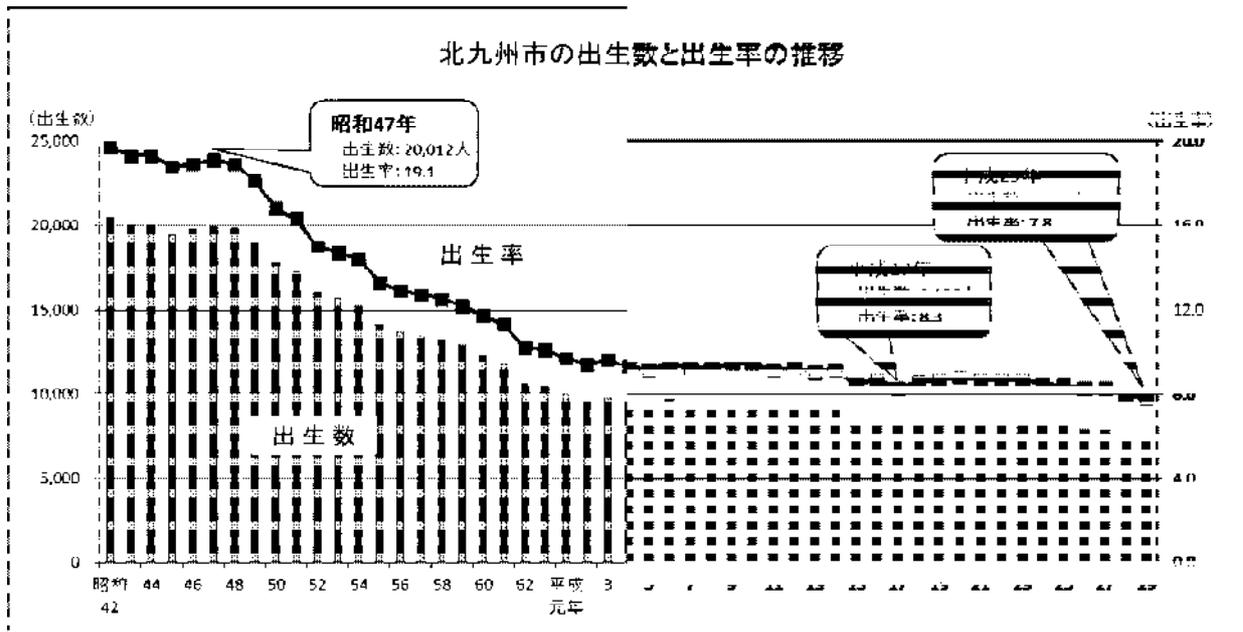
母親の年齢階級別出生数を見ると、20歳～34歳では減少傾向、35歳～49歳は増加傾向にあります。平成29年数値で見ると、30歳～34歳が2,504人と最も多く、次いで25歳～29歳が1,981人、35歳～39歳が1,516人、20歳～24歳が894人となっています。

また、第1子を生んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成29年が29.7歳となっています。

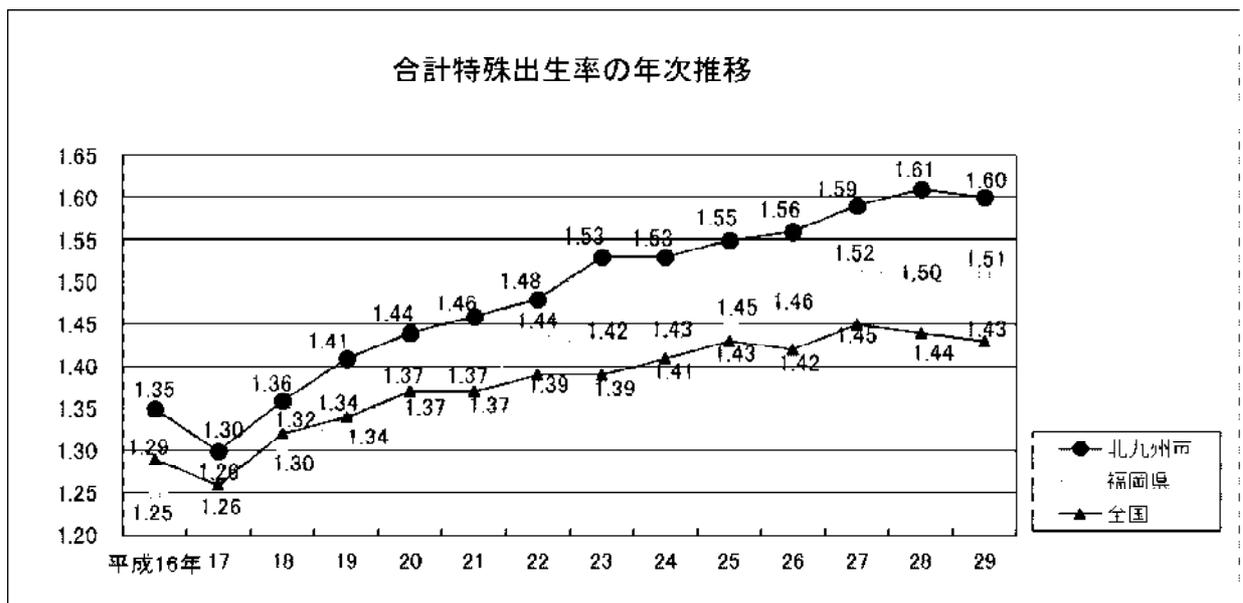
このように、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。

※合計特殊出生率：

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。



資料:厚生労働省「人口動態調査」



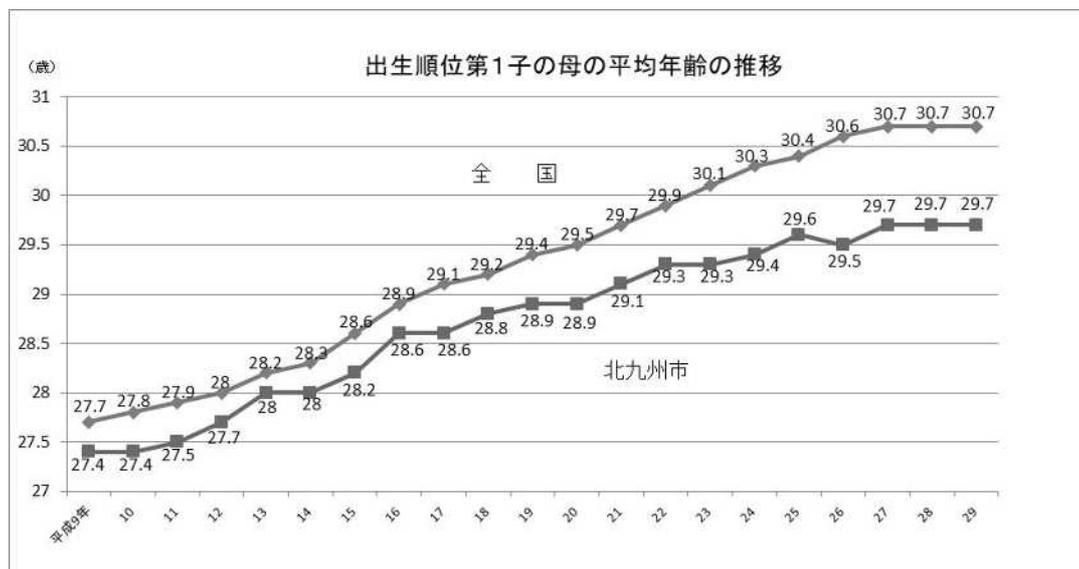
資料:厚生労働省「人口動態調査」、北九州市は「人口動態調査」に基づき独自算出

出生率の政令市比較(平成28年)

|       | 出生率 | 合計特殊出生率 |      | 出生率 | 合計特殊出生率 |
|-------|-----|---------|------|-----|---------|
| 札幌市   | 7.2 | 1.16    | 名古屋市 | 8.5 | 1.44    |
| 仙台市   | 8.2 | 1.27    | 京都市  | 7.4 | 1.30    |
| さいたま市 | 8.3 | 1.38    | 大阪市  | 8.2 | 1.21    |
| 千葉市   | 7.1 | 1.33    | 堺市   | 8.2 | 1.50    |
| 横浜市   | 7.7 | 1.35    | 神戸市  | 7.7 | — (※)   |
| 川崎市   | 9.5 | 1.40    | 岡山市  | 8.7 | 1.48    |
| 相模原市  | 7.2 | 1.24    | 広島市  | 8.8 | 1.51    |
| 新潟市   | 7.4 | 1.34    | 北九州市 | 8.0 | 1.61    |
| 静岡市   | 7.3 | 1.41    | 福岡市  | 9.3 | — (※)   |
| 浜松市   | 8.2 | 1.57    | 熊本市  | 9.2 | 1.52    |

資料：出生率 厚生労働省「人口動態統計」、合計特殊出生率 各自治体調べ  
 ※神戸市と福岡市の合計特殊出生率は、国勢調査の年のみ算定

資料：厚生労働省「人口動態調査」



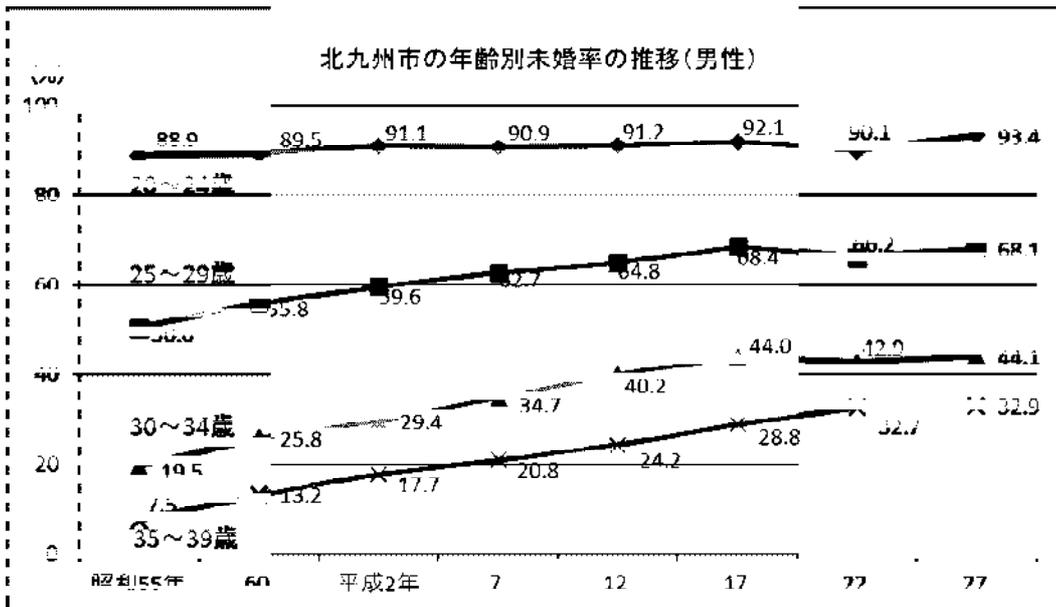
資料：厚生労働省「人口動態調査」

## ウ. 婚姻

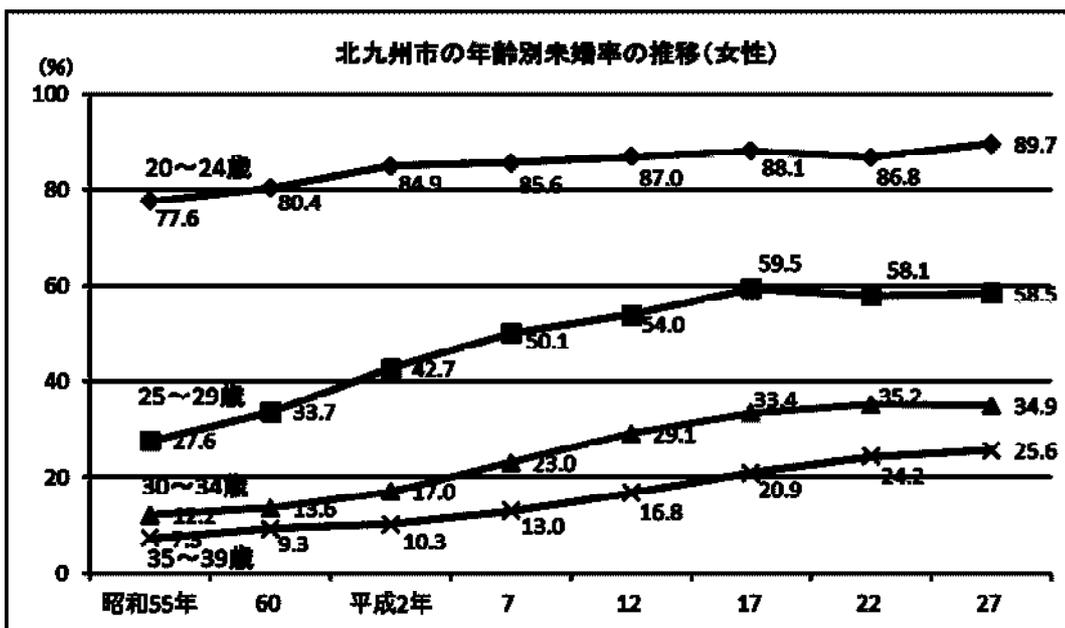
本市の未婚率（15歳以上の人口をもとに算定）は、男性 30.5%、女性 23.4%（平成27年数値）で、全国数値と比較すると、男性は 1.3 ポイント低く、女性は 0.2 ポイント高くなっています。

本市の未婚率の経年変化を見ると、男女ともにどの年齢階級でも上昇傾向にあります。特に男性では 35歳～39歳の未婚率が、昭和55年に比べ 25.4 ポイント上昇し、32.9%となっています。一方、女性では 25歳～29歳が 30.9 ポイント上昇し、58.5%となっています。

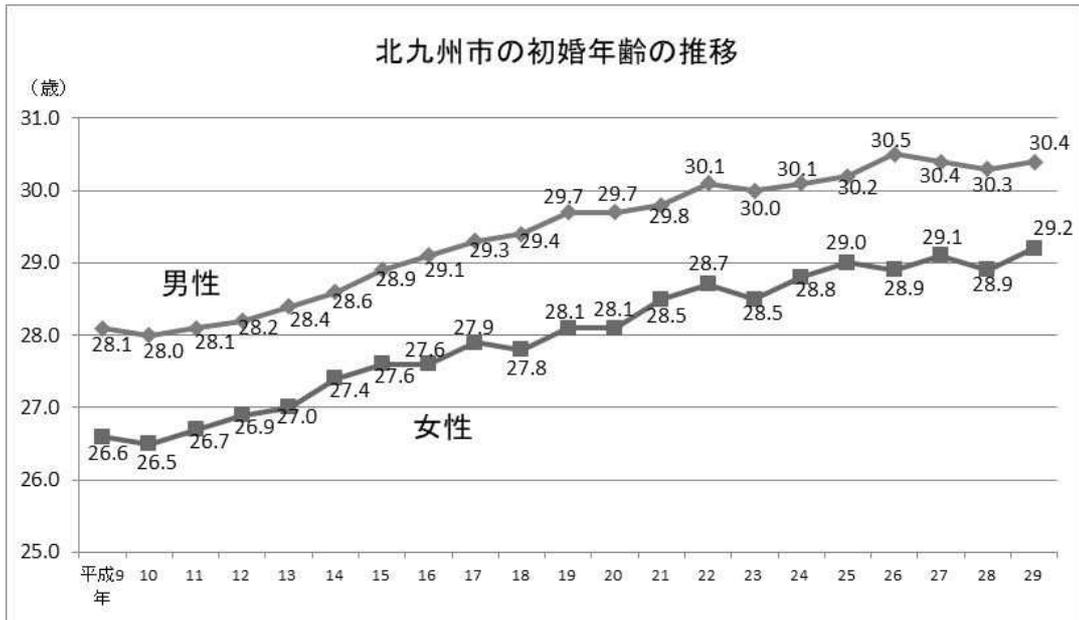
また、初婚年齢も高年齢化の傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」



資料:厚生労働省「人口動態調査」

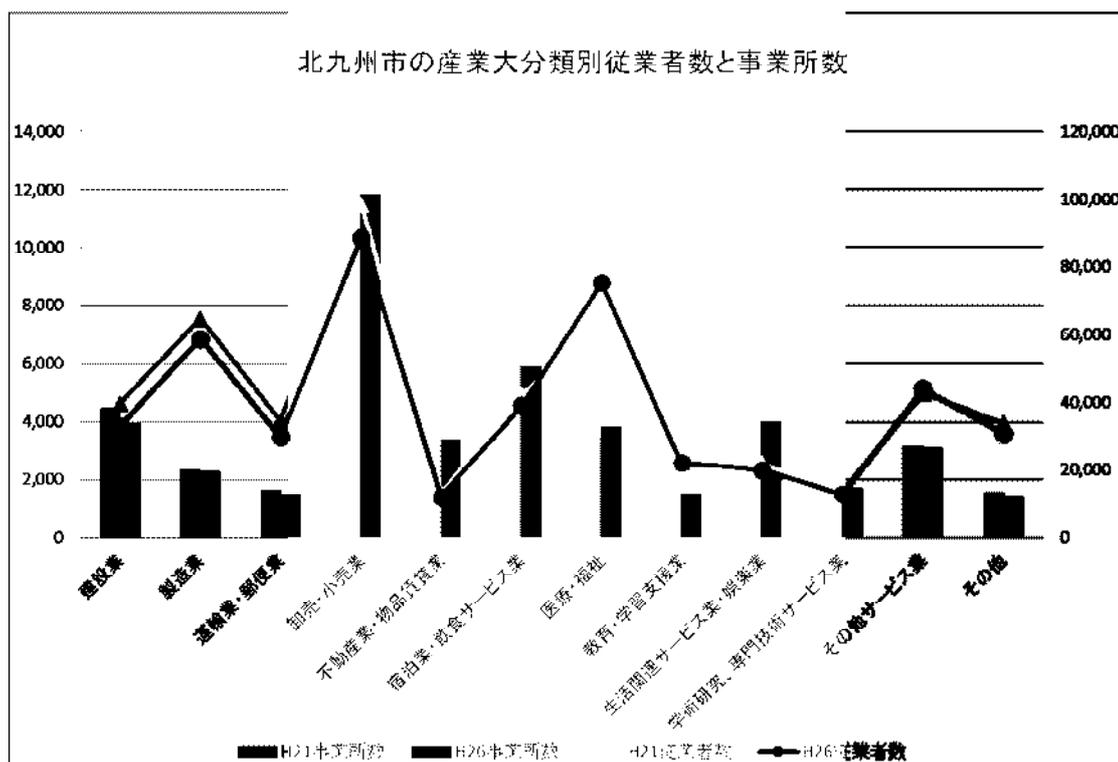
## (2) 社会経済等の動向

就労環境、世帯の状況など社会経済等の動向は、子どもやその家庭に直接的にも間接的にも、さまざまな影響を及ぼすと考えられます。

### ア. 産業の状況

平成26年の本市の事業所数は、44,150事業所で、平成21年度(47,796事業所)に比べて3,646事業所減少しました。また、従業者数は466,561人で、平成21年度(490,347人)に比べて23,786人減少しました。

産業分野別に見ると、卸売・小売業が11,798事業所で全体の26.7%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業5,912事業所(構成比13.4%)、生活関連サービス業・娯楽業4,003事業所(同9.1%)となりました。従業者数は、卸売・小売業が88,612人で全体の19.0%を占め、次いで医療・福祉業75,173人(同16.1%)、製造業58,706人(構成比12.6%)となりました。



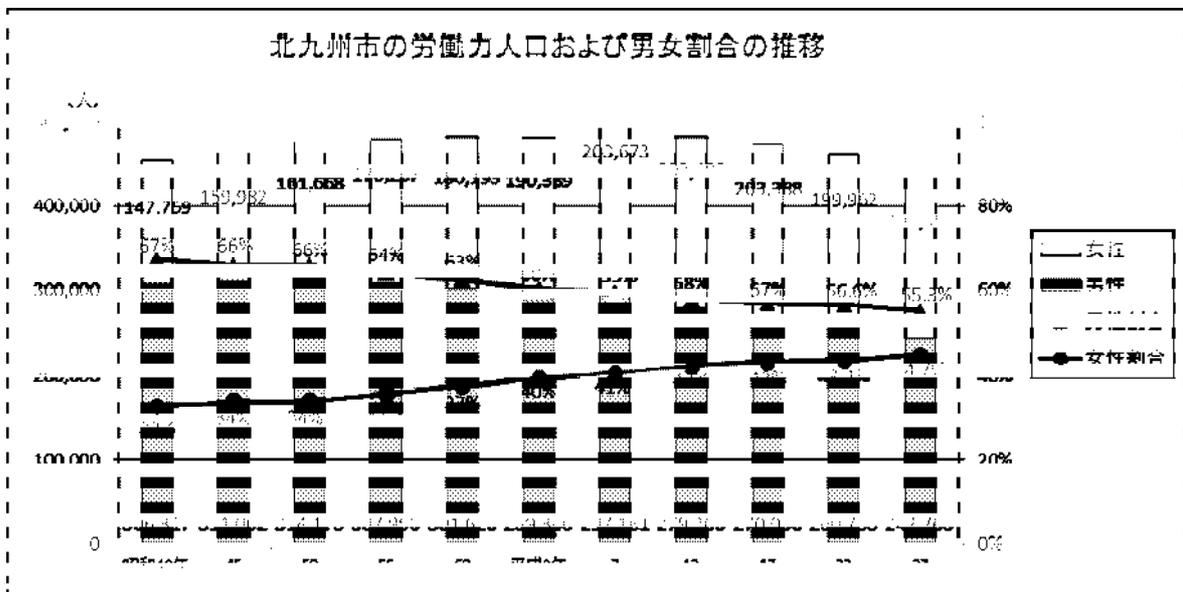
資料：総務省「平成21年経済センサス」及び「平成26年経済センサス」

## イ. 就労の状況

平成 27 年の本市の労働力人口は 439,162 人で、平成 22 年 (460,697 人) に比べて 21,535 人減少しました。男女別に見ると、男性が 242,705 人 (18,030 人減)、女性が 196,457 人 (3,505 人減) でした。また、平成 29 年度の有効求人倍率は 1.46 で、平成 22 年度から上昇傾向にあり、平成 21 年度と比較すると 1.02 ポイント上昇しています。

本市の女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。依然として 30 代の労働力率は 20 代、40 代よりも低くなる傾向にありますが、平成 22 年、平成 27 年と年を経るにつれ、上昇しています。

また、雇用者における非正規の割合は、平成 4 年に正規 73.1%・非正規 17.2% だったものが、平成 29 年には正規 58.3%・非正規 36.1% となっており、この 25 年で、正規の割合が 14.8 ポイントの減、非正規は 18.9 ポイントの増となっています。



資料：総務省「国勢調査」

資料：北九州市統計年鑑

---

---

資料：総務省「国勢調査」

---

資料：総務省「国勢調査」

---

資料：統計局「就業構造基本調査」

## ウ. 世帯の動向

平成27年の本市の世帯総数は426,325世帯（一般世帯：425,544世帯、施設等の世帯：781世帯）で、平成22年420,702世帯（一般世帯：419,984世帯、施設等の世帯：718世帯）に比べて5,623世帯増加しました。

このうち、一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯238,689（一般世帯に占める割合56.1%）、単独世帯157,488（同37.0%）、その他の親族世帯24,630（同5.8%）、非親族世帯3,252（同0.8%）で、核家族世帯の割合が平成22年の57.5%から1.4ポイント減少し、単独世帯は平成22年の34.6%から2.4ポイント増加しています。

核家族世帯の構成を見ると、夫婦のみの世帯と、ひとり親と子どもの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少しています。また、1世帯当たりの人員が減少しています。

\* 「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯

\* 「その他の親族世帯」とは、二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯（核家族世帯を除く）

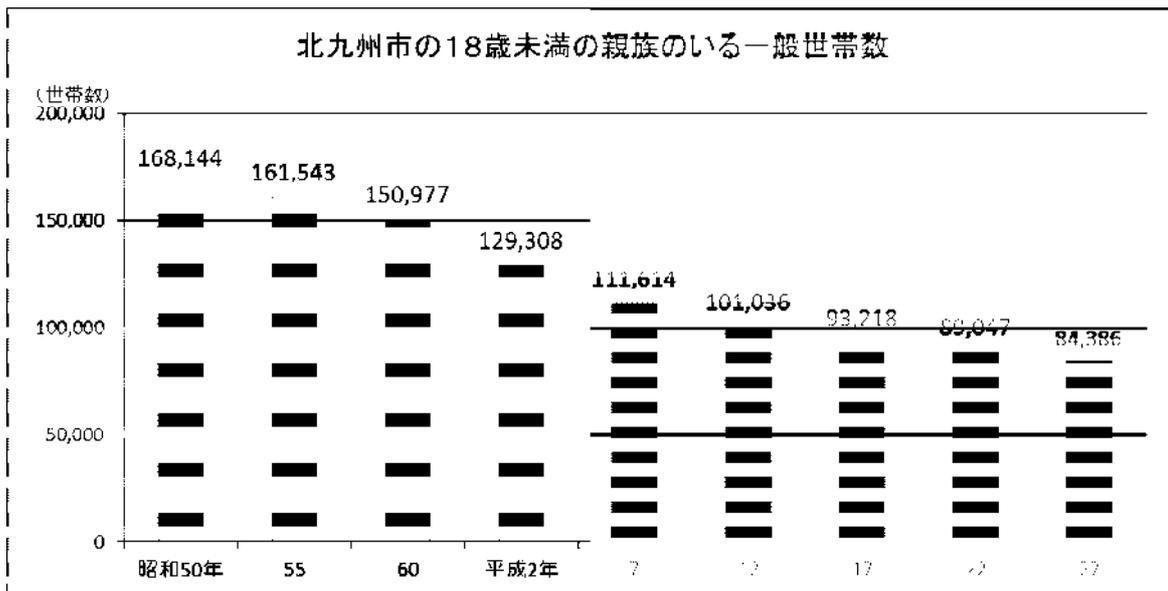
\* 「非親族世帯」とは、二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯

\* 「単独世帯」とは、世帯人員が一人の世帯

---

資料：総務省「国勢調査」

資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」



## 2 「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」からみた子どもや子育てに関わる現状や意識

### (1) 調査の概要

#### ア. 調査の目的

本調査は、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の次期計画【令和2～6年度】（「子ども・子育て支援事業計画」を含む）の策定にあたり、計画をより実効性のあるものとするため、家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握することや、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算定することを目的として実施しました。

#### イ. 調査対象・回収結果

| 調査対象               | 配布数    | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------------------|--------|-------|-------|
| 就学前児童の保護者（調査票Aを配布） | 5,000  | 2,314 | 46.3% |
| 就学前児童の保護者（調査票Bを配布） | 3,000  | 1,559 | 52.0% |
| 小学生の保護者            | 3,000  | 1,493 | 49.8% |
| 中学・高校生の保護者         | 3,000  | 1,396 | 46.5% |
| 18歳から39歳の男女        | 3,000  | 864   | 28.8% |
| 計                  | 17,000 | 7,626 | 44.9% |

※対象者は、住民基本台帳より無作為抽出。

ウ. 調査方法 郵送調査

エ. 調査期間 平成30年12月3日～平成30年12月20日

オ. 調査実施機関 調査企画：北九州市 子ども家庭局子ども家庭部総務企画課  
集計分析：株式会社日本統計センター

#### カ. 集計・分析上の注意

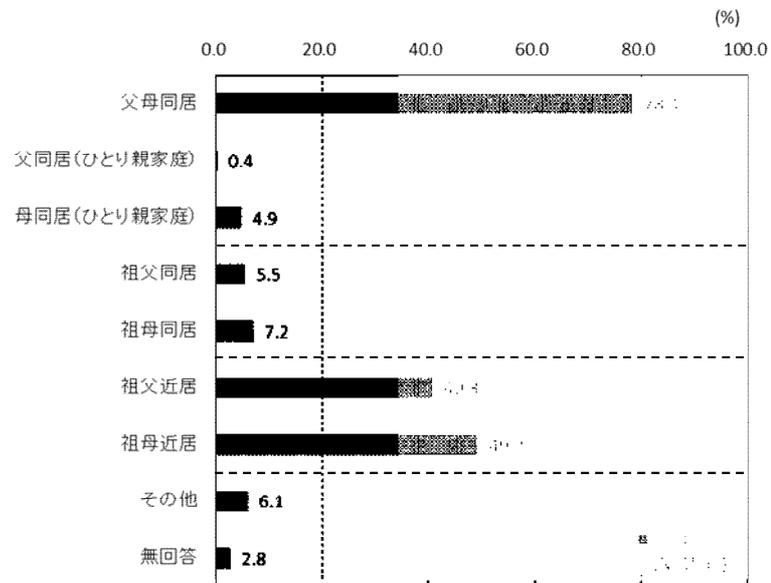
- 比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の質問については、合計が100%を超えることがあります。
- 報告内容で、
  - 「就学前」とは就学前児童の保護者を対象とした調査結果
  - 「小学生」とは小学生の保護者を対象とした調査結果
  - 「中高生」とは中学・高校生の保護者を対象とした調査結果を示しています。

## (2) 子どもや家庭の状況など

### ア. 家族との同居、近居の状況

本市の就学前児童のいる家庭の世帯の状況を見ると、祖父又は祖母と同居しているのは、全体の7.2%となっています。また、子育て家庭の49.3%は、祖父又は祖母が30分以内に訪問できる近くに住んでいます（近居）。同居と近居を合わせると、半数以上が3世代にわたり北九州で暮らしていることが類推されます。

#### ●同居（近居）の状況（就学前児童）



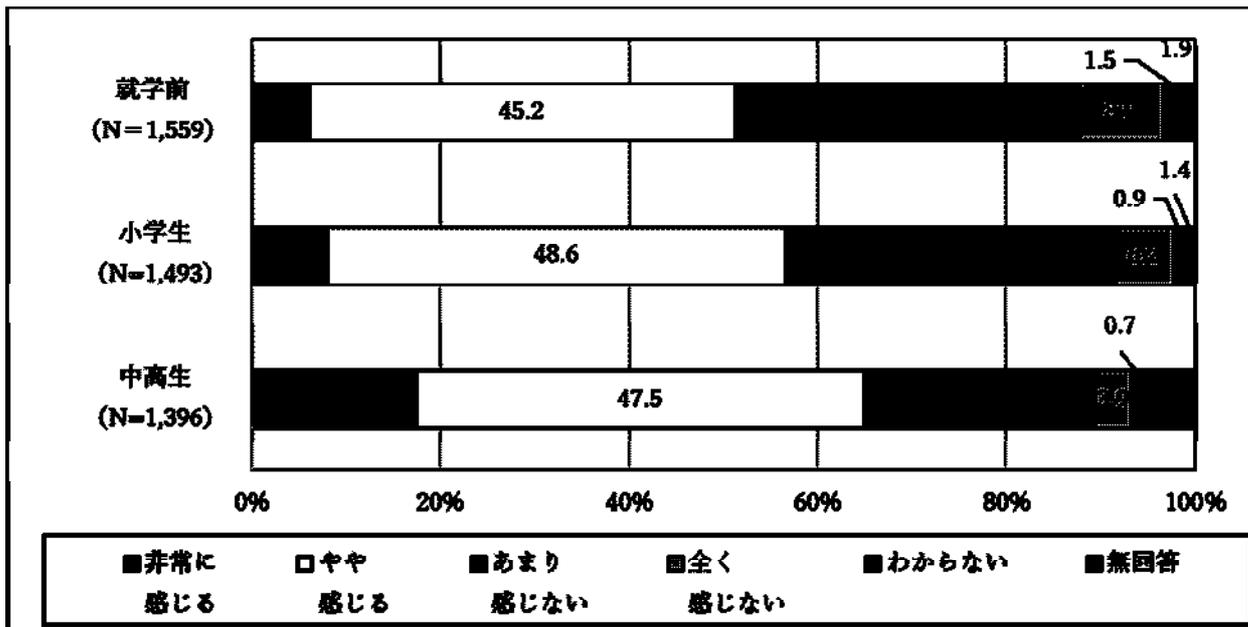
注: 複数回答

### イ. 子育ての悩みや不安・喜び、子育ての相談相手

子育てへの悩みや不安を「感じる」（「非常に感じる」と「やや感じる」の合計）と回答した保護者の割合は、就学前児童 51.2%、小学生 56.6%、中学・高校生 64.9%となっています。

一方、「感じない」（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）と回答した割合は、就学前児童 45.4%、小学生 41.2%、中学・高校生 28.3%となっています。

#### ●子育てに関する悩みや不安を感じるか



保護者が子育てをされていて楽しいと「感じる」（「非常に感じる」と「やや感じる」の合計）と回答した保護者の割合は、就学前児童 95.3%、小学生 93.8%、中学・高校生 89.3%となっています。

一方、「感じない」（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）と回答した割合は、就学前児童 2.7%、小学生 4.3%、中学・高校生 6.4%となっています。

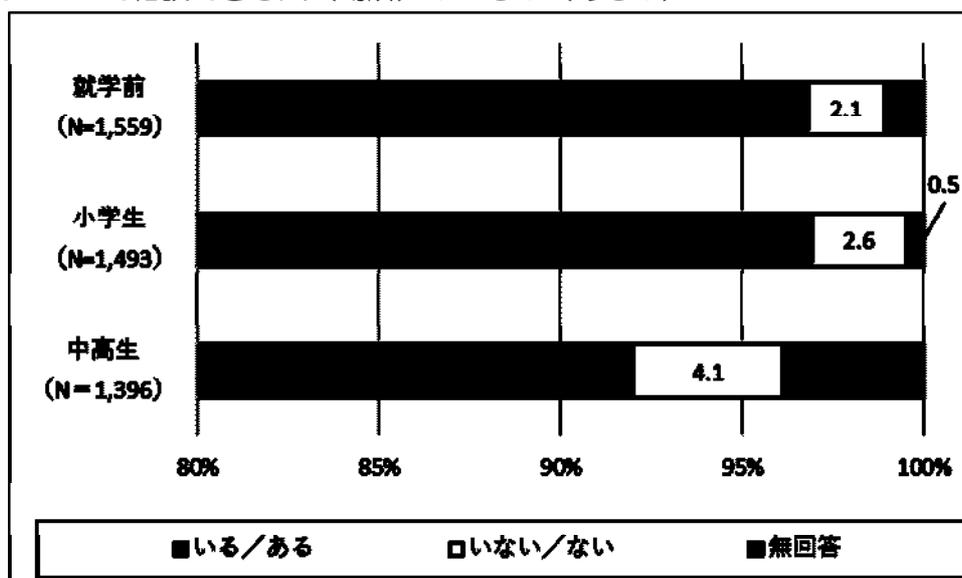
●子育てをされていて楽しいと感じるか



子育ての悩みや不安があっても、相談できる相手がいれば、それが緩和・解消され、喜びや楽しさを感じることに繋がると考えられます。

子育てをするうえで、相談できる人（場所）がいるかどうかについてアンケート調査結果をみると、「いる／ある」と回答した保護者の割合は、就学前児童 96.8%、小学生 96.9%、中学・高校生 92.0%となっています。一方、「いない／ない」と回答した割合は、就学前児童 2.1%、小学生 2.6%、中学・高校生 4.1%となっています。

●子育てについて相談できる人（場所）がいるか（あるか）

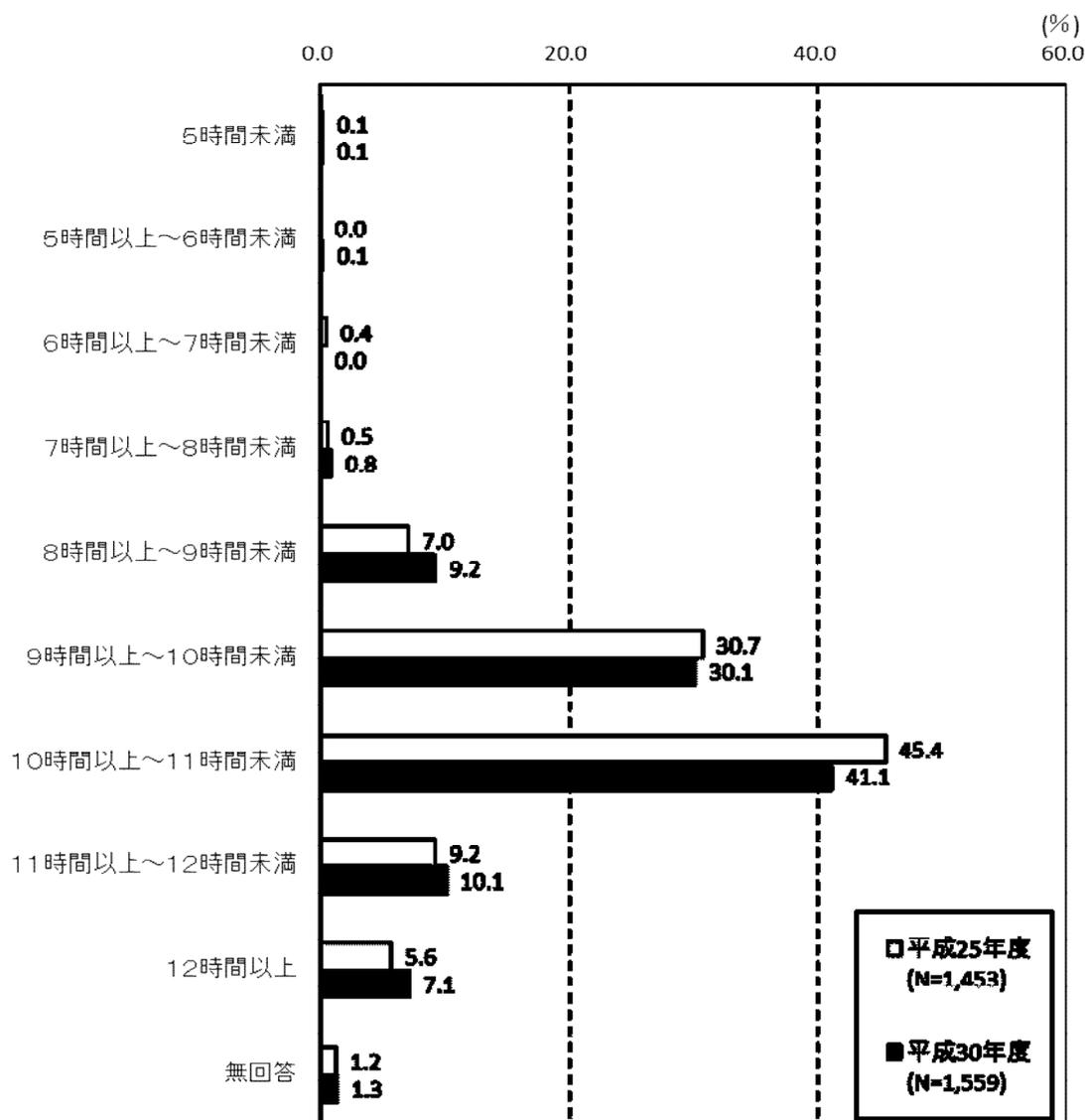


### ウ. 子どもの生活状況

しっかり睡眠をとることは、子どもの育ちの面からも非常に重要なことです。

就学前児童の睡眠時間をみると、平均 10 時間以上の睡眠が確保されているのは全体の 58.3%で、前回の調査(平成25年度 60.2%)より 1.9 ポイントの減となっています。一方、9時間の睡眠がとれていない子どもは 10.2%で、前回調査(同 8.0%) よりも 2.2 ポイントの増となっています。

#### ●子どもの平均睡眠時間(就学前児童)



資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 及び 30 年度)

子どもが、放課後どこで過ごしているか調べたところ（保護者回答）、小学生も中学・高校生も「自宅」で過ごすことが最多で1位となっています。

2位以下ですが、小学生は、「公園などの屋外」「学習塾や習い事等」、中学・高校生は「学校（部活動等）」「学習塾や予備校等」の順となっています。

●平日、子どもが放課後等で過ごすことが多い場所（抜粋）

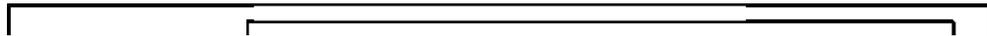
| 区分           | 放課後等で過ごすことが多い場所(割合)  |
|--------------|--|
| 小学生<br>(高学年) | 1位 自宅(68.1%)<br>2位 公園など屋外(46.4%)<br>3位 学習塾や習い事等(43.9%)<br>4位 友達の家(24.8%)<br>5位 放課後児童クラブ(22.4%) |
| 中学・<br>高校生   | 1位 自宅(79.2%)<br>2位 学校・部活動等(47.3%)<br>3位 学習塾や予備校等(25.9%)<br>4位 公園や街中など屋外(5.8%)<br>5位 友達の家(5.4%) |

注：複数回答

スマートフォンの普及等に伴い、子どもがゲームや動画等に触れる機会が増えています。子どもが1日にテレビやインターネット等を見る時間は、就学前児童、小学生、中学・高校生いずれも「1時間以上3時間未満」が半数を超え、最も高くなっていますが、「5時間以上」と回答した割合も一定程度存在し、特に中学・高校生でその割合が高くなっています。

なお、中学・高校生の保護者の約6割（63.0%）が、「子どもの生活で気になること」として、「テレビゲーム機やスマホ等への依存」を挙げています。

●テレビやインターネット等を見る時間



家族との会話は、小学生は、「毎日会話をした」が98.5%となっています。中学・高校生も、「毎日会話をした」が91.8%で最も高くなっていますが、「ほとんど会話はなかった」「全く会話はなかった」の合計も1.5%となっています。

●家族との会話の状況



エ. 子どもの意識・希望

今回のアンケートでは、前回（平成25年度）に引き続き、直接子どもの意見を聞く項目を設けました。（小学生高学年及び中学・高校生）

この中で、希望する「子育て支援策」を聞いたところ、小学生、中学・高校生のいずれも、遊びや学びの機会（場）を希望する声や、安全な環境の充実を求める声が多くなっています。

なお、中学・高校生では、学業や進路など自分の将来の不安や悩みを聞いてくれる相手を求める割合が44.8%（1位）となっています。

●子どもが希望する子育て支援策（抜粋）

| 区分           | 希望する子育て支援策   |
|--------------|--|
| 小学生<br>(高学年) | 1位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(56.1%)<br>2位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験ができる施設・場所(53.4%)<br>3位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(31.8%)          |
| 中学・<br>高校生   | 1位 学業や進路、就業に関する不安や悩みを気軽に相談できる場所(44.8%)<br>2位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験ができる施設・場所(35.6%)<br>3位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(30.4%) |

注：複数回答

### (3) 結婚や出産に対する意識

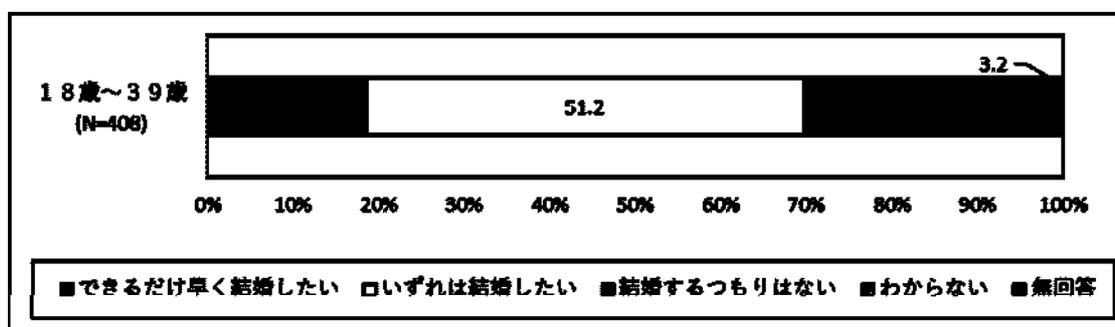
結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わるものですが、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられるよう取り組むことが、少子化対策には、有効と考えられます。

#### ア. 結婚に対する意識

18歳以上40歳未満の独身者に結婚観を尋ねたところ、「結婚したい」と回答した割合（「できるだけ早く結婚したい」と「いずれは結婚したい」の合計）は、69.8%となっています。

独身でいる理由（複数回答）については、「趣味や娯楽を楽しみたい」（65.4%）、「時間やお金を自由に使いたい」（64.7%）が半数を超える一方で、「まだ結婚したい相手にめぐり合っていない」（58.1%）、「異性と出会う場や交際する機会がない」（57.1%）も半数を超える結果となっています。

#### ●結婚に対する意識（18歳以上40歳未満の独身者）



#### ●独身でいる理由（18歳以上40歳未満の独身者）

| 区分      | 内容                            |
|---------|-------------------------------|
| 独身でいる理由 | 1位 趣味や娯楽を楽しみたい(65.4%)         |
|         | 2位 時間やお金を自由に使いたい(64.7%)       |
|         | 3位 まだ結婚したい相手にめぐり合っていない(58.1%) |
|         | 4位 異性と出会う場や交際する機会がない(57.1%)   |
|         | 5位 独身の自由や気楽さを失いたくない(56.1%)    |

注：複数回答

注：「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合

## イ. 出産に対する意識と現状

出産に対する意識は、7割以上の方が「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」、「家族が増えることがうれしい」と回答しています。

### ●出産に対する考え（18歳以上40歳未満の方）

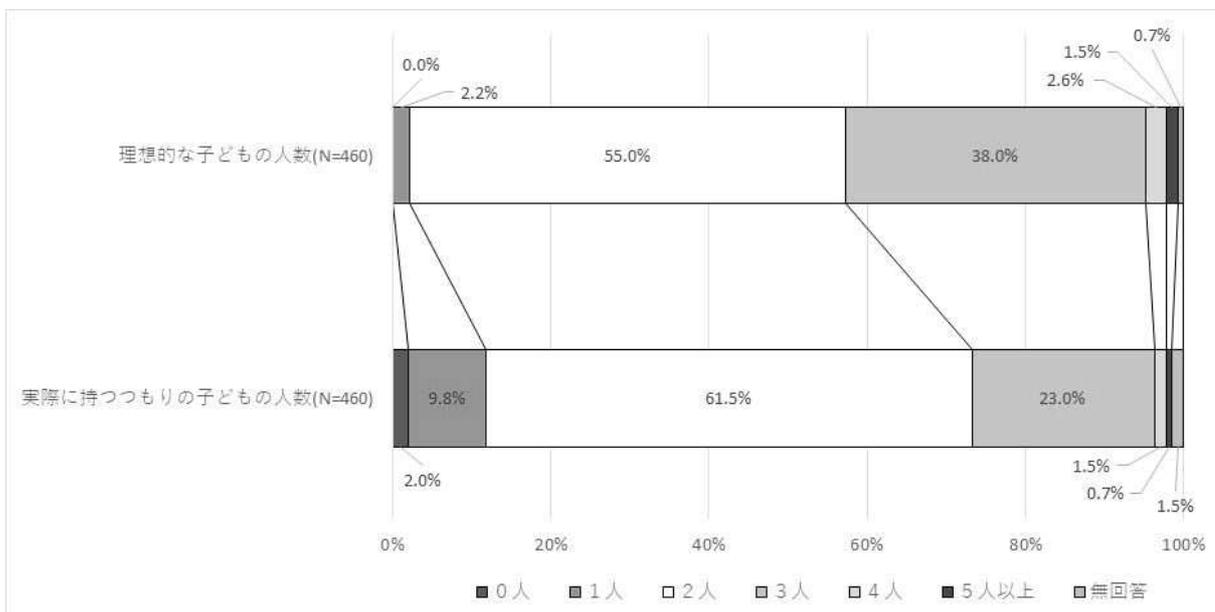
| 区分       | 内容                                  |
|----------|-------------------------------------|
| 出産に対する考え | 1位 赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる(78.7%)        |
|          | 2位 家族が増えることがうれしい(74.2%)             |
|          | 3位 出産は、女性にしか体験できないすばらしいものである(41.2%) |

注:複数回答

一方で、子どもを欲しいと思っている人の「理想的な子どもの人数」と「実際に持つつもりの子どもの人数」を比較すると、「理想」では3人の子どもを希望する人が38.0%いますが、「実際」には3人持つつもりの方が23.0%となっており、子どもの数は理想よりも少なくなる傾向がうかがえます。

その理由ですが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(71.2%)、「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」(34.4%)、「年齢上の理由から」(32.0%)の三つが多くなっています。

### ●理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの人数（18歳以上40歳未満）



### 3 国の動き

国においては、「合計特殊出生率」が過去（戦後）最低となった、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始まりました。

#### ●平成6年

今後10年間の子育て支援について取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」が策定され、その後も、関連法の整備、計画・指針の策定等が行われてきました。

#### ●平成15年（～18年）

地方自治体および企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（時限立法～令和7年3月まで延長）や「少子化社会対策基本法」が制定され、平成16年に、取り組みの指針である「少子化社会対策大綱」と具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が決定されました。さらに平成18年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、「新しい少子化対策について」が決定されました。

#### ●平成19年

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が決定され、両立支援に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

#### ●平成22年

少子化に対処するための施策の指針（総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱とその実施計画）として、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

#### ●平成24年

「子ども・子育て支援法」が制定され、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供する、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に向けた準備が始まりました。

#### ●平成25年

①子育て支援、②働き方改革、③結婚・妊娠・出産支援を3本の矢（柱）とする「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。

#### ●平成26年

人口減少の抑制や地域振興策など、地域が持続的な社会を創生できるための取り組みを進めるため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、これに基づき「長期ビジョン」「総合戦略」が決定されました。また、子どもの将来がその生育環境に左右されないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、これに基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が決定されました。

●平成 27 年

新たな「少子化社会対策大綱」が決定され、新たに結婚の支援を加え、きめ細やかな少子化対策を総合的に推進することとなりました。また、平成 24 年に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

●平成 28 年

「ニッポン一億総活躍プラン」が決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップが示されました。また、「児童福祉法」が改正され、すべて子どもは、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること、その他福祉を等しく保障される権利を有することが明記されました。

●平成 29 年

「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」が決定され、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などの政策が盛り込まれました。

●令和元年

10 月から幼児教育・保育の無償化を開始する「子ども・子育て支援法」が改正されました。また、児童虐待防止対策の強化を図るため、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正も行われました。さらに、改正後 2 年を目途に民法上の懲戒権の在り方の見直しや、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて検討されることとなります。

今後も、子どもをめぐる制度や施策については、様々な分野で新たな展開を見せることが想定されます。引き続き、国の動きに注目しながら、適切に対応していきます。

## 4 元気発進！子どもプラン（第2次計画）（平成27～令和元年度）の取り組みと評価

### （1）取り組み内容

本市では、これまで「北九州市子どもプラン」（平成9年度～）、「北九州市少子社会対策推進計画（新子どもプラン）」（平成12～16年度）、「新新子どもプラン」及び「新新子どもプラン拡充版」（平成17～21年度）、「元気発進！子どもプラン」（平成22～26年度）に基づく取り組み等を踏まえ、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）を策定し、この計画に基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い分野で、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。

その中で、北九州市らしい特色のある取り組みは、以下のとおりとなっています。

#### ア. 待機児童の継続的な解消

- 保育所の新設や改築等による定員の増  
（H25：16,033人→H30：18,627人）
- 北九州市保育士・保育所支援センター（※）の開設（H27～）  
※保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る
- 保育サービスコンシェルジュ（※）の配置（H28～1ヶ所増〔ウーマンワークカフェ〕8ヶ所体制、H29.10～大規模区1名増員〔大規模区2名体制〕）  
※保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、多様なサービスの情報提供を行う
- 予備保育士雇用費補助（※）（H27～）  
※保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が年度当初に配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する

\* 保育所待機児童数〔目標 4月：0人を維持、10月：0人〕

|     | H27  | H28  | H29  | H30  | R1 |
|-----|------|------|------|------|----|
| 4月  | 0人   | 0人   | 0人   | 0人   | 0人 |
| 10月 | 139人 | 148人 | 57人  | 0人   | —  |
| 3月  | 283人 | 356人 | 284人 | 142人 | —  |

#### イ. 全国に誇る周産期・小児救急体制の維持

- 4基幹病院での専門的な周産期医療の提供
- 市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制の維持

#### ウ. 妊娠・出産・育児期における指導・相談体制の充実

- ・ 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問、養育が困難な家庭への訪問を実施
- ・ 区役所の「健康相談コーナー」と「子ども・家庭相談コーナー」を「子育て包括支援センター」に位置づけ、体制を強化（H28～）
- ・ ペリネイタルビジット事業（※）の実施（H28～）
  - ※ 産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する事業

\*生後4ヶ月までの乳児家庭訪問の割合

〔目標：増加（H25 数値 88.9%）〕

| H27   | H28   | H29   | H30 |
|-------|-------|-------|-----|
| 93.0% | 95.2% | 95.5% | 集計中 |

#### エ. 青少年の健全育成、子ども・若者の自立や立ち直り支援

- ・ 警察、地域団体、行政などで構成する「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」における、「非行防止」「薬物等乱用防止」「立ち直り支援」の様々な取り組みの実施
- ・ 「子ども・若者応援センター『YELL』」（※）の運営
  - ※社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援する
- ・ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業（H28・29 モデル実施 H30～本格実施）

\*非行者率（少年人口 1,000 人あたり）

〔目標：R1 年 7.0 人（H25 数値 11.0 人）〕

| H27   | H28   | H29   | H30   |
|-------|-------|-------|-------|
| 7.9 人 | 6.4 人 | 5.4 人 | 3.8 人 |

注：年度ではなく、年で算定

\*「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）

〔目標：R1 年度 500 人（H25 現在 222 人）〕

| H27   | H28   | H29   | H30   |
|-------|-------|-------|-------|
| 291 人 | 337 人 | 390 人 | 437 人 |

#### オ. ひとり親家庭等に対する支援の強化

- ・ 就業による自立を促進するため、高等職業訓練促進給付金に加え、市独自の給付金を支給（H27～、H30～支給期間を延長）
- ・ 母子・父子福祉センターにおいて、無料法律相談、就業支援講座、キャリアカウンセラーによる就職相談等の実施

\*ひとり親家庭の就業率～5年おきに把握 〔目標：増加〕

| H23        | H28        |
|------------|------------|
| 母子家庭 83.6% | 母子家庭 87.9% |
| 父子家庭 91.8% | 父子家庭 94.2% |

#### （２）評価と課題

これらの取り組みに対する市民の評価としては、市民意識調査の「市政評価」がありますが、この中で、「子育て支援の推進」が、平成27年度の6位から、5位→4位と毎年度順位を上げ、平成30年度には、これまでで最高位となる3位にランキングされました。

また、NPO法人が実施している「次世代育成環境ランキング」の総合ランキングでは、平成30年度、政令指定都市で1位となっています（平成17年度から平成30年度までの14年中13年間1位を獲得）。

このように、本市の子育て支援の取り組みは、市内外から一定の評価を受けています。

一方で、以下のような新たな目標・課題も明らかになってきています。

#### ア. 切れ目のない子育て支援（妊娠・出産・産後・育児期）

- ・ 子育て世代包括支援センターを拠点に、関係機関との連携のもと、支援の必要な家庭を早期に発見し、情報やサービスの提供・支援等を行う体制づくり
- ・ 妊産婦とその夫（パートナー）や家族が、たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、安心して出産・育児ができる切れ目のない支援の仕組みづくり

#### イ. 乳児・幼児期の教育・保育の「質の向上」

- ・ 平成30年度から施行された「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」等を踏まえた乳児・幼児期の教育・保育のさらなる質の向上
- ・ 体系的な研修等を通じた幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

#### ウ. 子どもの居場所づくりの推進

- ・ すべての子どもが自然と足を向け、笑顔になれる、地域主体の子どもの居場所づくり
- ・ 新たな地域の交流拠点、多世代交流の場、子どもや家庭に必要な支援につなぐ場
- ・ 子ども食堂開設数の拡大

## エ. 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

- ・ 「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットにした「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」の整備

## オ. 児童虐待防止の強化

- ・ 児童虐待の未然防止（乳幼児健診未受診者フォローアップ、養育支援、相談支援等）
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援のための体制強化
- ・ 「北九州市子どもを虐待から守る条例」（※）の周知等  
※北九州市のすべての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めた条例。平成31年4月1日施行。

## カ. 子育てを支える人材の活用・育成

- ・ 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動するサークルへの支援等を通じた、社会全体で子育てを支える取り組みの推進
- ・ 子育てサポーターや、シルバー人材センターなどシニア世代の人材等の活躍の場の拡大

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と計画の視点等

#### (1) 基本理念

**子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州  
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～**

子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩いていけるよう応援することが、子どもたちの未来を育てることにつながります。

また、子どもは、自ら育ち生きる力を持っており、その力は、子ども同士だけでなく、大人をも元気にし、みんなを勇気ある行動に向かわせる力にもなり得ます。

子どもは次代を担う存在であり、わがまち北九州の将来を支える存在となる大切な財産、北九州市の宝です。子どもの成長や子育ては他人事ではなく、すべての市民が自らの事として捉え、それぞれの立場で役割を果たし、互いに協力しあって、子どものために関わることが大切です。

子どもの笑顔は、家庭、地域をはじめ、子どもに関わるすべての人を笑顔にします。子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、このまちに子どもたちの笑顔の花をたくさん咲かせ、「みんなの笑顔があふれるまち」の創造に取り組んでいきます。

#### (2) 計画の視点

上記の基本理念を踏まえ、本計画で重視する取り組みの視点は、以下のとおりとします。

##### ア. 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利(※)を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。

子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育てていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考えとして、すべての施策に反映させていくよう取り組みます。

##### ※子どもの権利：

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。条約では、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利をうたっています。

### イ. すべての子どもと家庭を支える視点

すべての子どもとその家庭を対象に、誰一人取り残すことなく支援することを目指します。社会的養護が必要な子どもへの支援、児童虐待への対応、障害のある子どもや発達気になる子どもへの支援、ひとり親家庭等への支援など、配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えます。

### ウ. 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える視点

子どもは、段階を経て成長し、次代の親になっていきます。

乳幼児期には、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。また、青年期は、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。

こうした子ども期から青年期、さらには次の親世代に至る大人期までの長期的な視野に立ちながら、子どもの成長を見守り、切れ目なく支えることが非常に重要です。

これに加え、子育てを行う親、すなわち「子育て」についても、子どもの成長段階に合わせ、切れ目なく支援していくことが必要となります。

### エ. 地域社会全体で見守り支える視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体で子どもとその家庭を支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が、力を合わせて支援する社会の実現に向け、取り組むことが必要です。

〔それぞれの役割〕

|    |  |
|----|--|
| 家庭 | 子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育みます。  |
| 地域 | 地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合う輪を広げます。  |
| 学校 | 子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、子どもが自ら主体性をもって成長していけるよう、機能・役割の充実に努めます。                                     |
| 企業 | 子どもの健全な成長のためには、男女が共に協力しながら子育てに向き合うことが必要という認識を共有し、仕事と子育ての両立支援への取り組みを進めます。また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。 |
| 行政 | 子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めています。        |

### (3) 少子化社会への対応

少子化・人口減少社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題で

あり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。

一方で、少子化等による人口構造の変化は、労働力人口の減少や経済成長への影響、社会保障体制の維持、子ども同士の交流機会の減少など、社会経済全体のみならず子どもの成長にも深刻な影響が懸念される社会的課題であり、この少子化の進行に歯止めをかけるため、国や自治体、地域を挙げて、対策に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ、本市は、本計画において、親子の健康保持や増進、質の高い乳児・幼児期の教育や保育の提供、青少年の健全育成、配慮を要する子どもや家庭への支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、安全安心なまちづくりなどに取り組み、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。

## 2 5つの目標と15の施策

この計画（次世代育成行動計画）は、基本理念や計画の視点、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果や課題、「次世代育成支援対策推進法」等を踏まえ、次の5つの目標と、目標を達成するための15の具体的な取り組み（施策）で構成します。

### 目標1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

子どもを安心して生み育てるためには、産前産後を切れ目なく支援するとともに、親子の健康の保持・増進に努めることが重要です。

親子の心と体が健康でいられる環境づくりを目指し、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。

- [施策] (1) 母子保健の充実
- (2) 母子医療体制の維持・強化

### 目標2 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる

子どもには、それぞれの発達段階で生涯の人格形成にとって重要な時期があり、わたしたちは、その時期に最も必要となる適切な環境を用意しなければなりません。また、一人一人の状況に合わせて関わっていくことが重要です。

乳児・幼児期は、幼稚園・保育所等において、保育者が子どもの個人差に留意しながら、成長をサポートする必要があります。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」などを踏まえた乳児・幼児期の教育・保育の質の向上や、職員研修等を通じた幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図っていきます。

学童期・青少年期は、学校や放課後児童クラブ、その他の居場所において、様々な体験や学び、人との関わりを通じ、自ら主体性を育むことができるよう子どもを応援するとともに、必要な環境整備を進めます。

また、いじめや長期欠席、非行、引きこもりなど、子どもや若者が直面する様々な問題に対し、しっかりと寄り添い、共に歩むことで、その解決に取り組みます。

- [施策] (3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実
- (4) 放課後児童の健全育成
- (5) 地域における子どもの居場所づくり
- (6) こころの教育、体験・学習機会の充実
- (7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援

### 目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

子どもの成長や子育てを支える取り組みは、すべての子どもやその家庭が対象です。その中でも、養育困難、虐待、障害、ひとり親家庭、経済的困難などの子どもやその家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。

社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもやその

家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、すべての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱える子どもやその家庭に対する支援を総合的に進めます。

[施策] (8) 社会的養護の必要な子どもへの支援

(9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）

(10) 障害のある子どもや発達障がいになる子どもへの支援

(11) ひとり親家庭等への支援

#### **目標4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる**

子育てに悩みや不安はつきものですが、身近に相談できる人や、支えてくれる人がいれば、子育ては楽しく、魅力あるものになると考えられます。

子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や、シニア世代等地域の人材の養成・確保、ネットワークづくりを進めます。

教育の原点である家庭に、子育てを学ぶ場を提供するなど、家庭の教育力の向上に努め、保護者の悩みや不安の解消につなげていきます。

子育て世帯が仕事と家庭を両立し、子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るとともに、男性の家事・育児等への参画を促進するための取り組みを推進します。

[施策] (12) 子育てを応援する体制づくり

(13) 家庭の育児力・教育力の向上

(14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり

#### **目標5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる**

安心に暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進めるうえで、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の目標を支える基盤となるものです。

犯罪や事故などから子どもを守るため、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。子どもやその家庭が日々の生活を安心して過ごせるよう、良質な住環境や生活環境の整備を進めます。

[施策] (15) 子どもの安全を守る環境整備